

「やまがた食の安全・安心推進連絡会議」設置要領

第1 趣 旨

食品安全行政を的確に進めるためには、国民の健康の保護を最優先に取り組むことはもとより、「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」及び安心・信頼を確保するための「施策づくりへの国民の参画」が重要な課題になっています。

そのため、食の安全・安心業務の円滑な推進を図り、行政や生産者・事業者等の「食の安全に関する取組み」が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、消費者・生産者・事業者等関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の懸念や意見が施策に反映されるようリスクコミュニケーションを推進していく必要があります。

このことから、「やまがた食の安全・安心推進連絡会議」(以下「連絡会議」と言う。)を設置し、食の安全・安心のための行政推進に寄与する情報の収集・提供及び「食育」の推進に努めることとします。

第2 構 成

- (1) 連絡会議は、消費関係者、生産関係者、食品産業関係者、保健衛生・栄養・教育関係者、有識者及び行政関係者等の担当者をもって構成する。
なお、構成員は必要に応じ追加することが出来るものとする。
- (2) 連絡会議の議長は、主催者である山形農政事務所長が務めるものとする。
- (3) 連絡会議に「やまがた食の安全・安心推進連絡会議幹事会」(以下「幹事会」という。)を置き、議長の指名する者をもって構成する。
- (4) 連絡会議は、必要に応じて専門部会を設け、分野別協議を行うことが出来るものとする。

第3 運 営

- (1) 連絡会議は、関係団体・機関等における食の安全・安心に関する「取組状況」「今後の具体的取組み」等について意見交換を行う場として、開催し、開催時期及び回数は構成員・事務局が適当と判断する時期とする。
また、構成員からの要請に基づき、連絡会議を開催することが出来るものとする。
- (2) 幹事会は、連絡会議の運営等について協議する場として、必要に応じ開催することとし、幹事会員の要請に基づき事務局が招集するものとする。

